

# 景観まちづくり瓦版

2号  
令和5年  
2月発行

この瓦版は、御前崎市の景観を維持・創出していく様子を、市民の皆様にお伝えするものです。  
景観まちづくりは、景観形成活動を通じて「住民などが暮らしやすく、訪れたくなるまちづくり」を行うことで地域経済・活力の向上を目指し、さらに「御前崎市を未来の子供たちに残す」大事な取り組みです。



御前崎市では、令和2年より景観行政団体になり、景観法に基づく景観計画の策定に取り組みはじめました。令和3～令和5年度は景観形成のあり方や方策を検討し、令和6年度末を目指して景観計画を策定し、景観まちづくりを推進してゆきます。ぜひご覧ください。

## 事業のメンバー紹介（役割）



市民  
事業者

普段感じている御前崎ならではの景観を維持・向上させるため、景観まちづくりに参加します。



御前崎市

市の代表として、日々感じている景観について考え、計画策定や推進に取り組みます。



岡田教授

4年前から御前崎市の事業に従事しています。景観の専門的知識を有するアドバイザーです。

令和5年1月12日に、以下の目的とした

## 第2回市民景観ワークショップを開催しました！

**1 景観形成目標・方針案の報告**

**2 目標を達成するための手段を学ぼう**

**3 目標を達成するための取り組みを考えよう！**

### 1 景観形成目標・方針案の報告 ~ 前回のWS結果などを基に目標と方針を作成しました ~

以下の結果を勘案し、目標・方針を設定

第1回 WS結果  
上位関連計画  
市民景観アンケート結果  
市内検討委員会等

**目標** 「自然と暮らし・生業、うつろいが一体の景観」を『魅せる御前崎』

**方針①** 御前崎らしい景観を保全し、受け継いでいく

**方針②** 景観を磨く(より良くする・良さが伝わるようにする・活用する)

**方針③** 魅力的な景観をつなぎ、移動の景観を創出する

**方針④** 協働で景観まちづくりを進める

### 2 目標を達成するための手段を学ぼう ~ 景観計画でできる制限や効果について共有しました ~

●建築物や工作物等の新築・改築等の際に、デザインや高さなどの基準(景観形成基準)を設けて誘導することができます。

※定めた基準等に適合しないと、勧告等が発生



●地域の個性ある景観づくりの核となる建物や樹木を指定し、守ることができます。



●土地所有者の合意のもとで、ある程度まとまった空間の景観づくりを一体で実施できます。



その他にも多くの効果があります！

### 3 目標を達成するための取り組みを考えよう！～自分で取り組めること・協働で取り組めそうなことを考えました～

- ①良い景観を知ってもらう  
ウォーカリーを行う。
- ②隠れた景観スポットや自慢をマップで表現してみよう。
- ③企業にも協力してもらい  
景観維持データを作り、(ゴミ拾い等の)活動を行おう。  
等



池新田地区

- ①耕作放棄地の取り扱いを  
考えてみよう。
- ②拠点をつなぐことでハイ  
キングや自転車コース等  
を巡る楽しみを作ろう。
- ③住民一人一人がこの地域  
を「里山エリア」とし保  
全していく意識を持つ。  
等



新野・  
朝比奈地区

- ①年1回の川の清掃活動を  
続ける。
- ①高松神社と周辺の森林・  
植栽を景観指定して守っ  
ていこう。
- ④砂が減らないような対策  
を国・県・市で考えてほ  
しい（地域だけでは難し  
い問題）。  
等



高松地区

- ①砂浜を保全するためには  
養浜活動が必要。
- ②バイカー等をイメージした  
フォトスポットを作ろう。
- ④みんなで景観を大切にす  
る雰囲気づくりをする。
- ④学校と連携して小さい頃か  
ら景観について考える。  
等



御前崎  
地区

- ①地域活動への参加。
- ②竹木伐採作業に市から補  
助が出ることをPR。
- ③「桜まつり」を行い、各  
所を回るようにスタンプ  
ラリー等を行う。
- ④問題点や相談事を気軽に  
相談できる窓口を作る。  
等



佐倉・  
比木地区

- ①市として「景観の日」を  
作り、イベントとする。
- ②広告物を規制（目立たな  
い色・大きさ）し、海側  
に目を向けてもらえるよ  
うにする。
- ③草刈りを行う、海が見える  
直前に木を茂らせる（急  
に海が見えるように）。等



白羽地区

景観まちづくりのために、来年度は「重点地区」を指定し、取り組んでいきます！

#### 「重点地区」って何？

▶ 景観法に基づく景観計画区域のうち、特に良好な景観形成に取り組む地区のことを  
指します。

重点地区では、景観法に基づき、より詳細かつ厳格な基準（景観形成基準）の設定・誘導や、市民・事業者・行政  
協働の取り組みを推進していきます。



※ 他市町では、地域の「拠り所」や「顔となる場所」などの重点的な景観施策の推進が必要な区域を指定し、その目的は「歴史的景観、眺  
望景観、都市的景観、住宅地景観や生活景、自然景観の保全・形成」など様々です。

どこを指定するの？

これまでの景観 WS により、御前崎の景観の良さは「海も山も両方ある豊かさ」であることが把握できたことや、  
市民アンケート等で要望の強かった地区を踏まえて、

- ▶ 海と山からエリアを1地区ずつ選定し、計2地区程度の指定を考えています。
- ▶ エリア指定は、有識者や庁内各課からなる委員会等に諮ることで決定します。

※ 2地区以外についても必要性や参加者意識等を勘案して、段階的に「重点地区」を広げていき、成長していく景観計画を展開していきます。

「重点地区」に関わる地元関係者の皆様にご協力をお願いすることとなりますが、よろしくお願いします。

お問い合わせ先：御前崎市 建設経済部 都市政策課

tel : 0537-29-8732 / fax 0537-85-1145 / E-mail : toshi@city.omaezaki.shizuoka.jp

御前崎市の景観まちづくりについては、瓦版をはじめ、  
市ホームページや広報おまえざきなどで情報発信を  
していきます。

御前崎市公式  
ホームページ

